

2014年6月12日

報道関係者各位

富山県中小企業家同友会  
代表理事 森田昌孝

## 雇用維持難と廃業が懸念される

### 中小企業向け実質増税に反対します！

私たち、富山県中小企業家同友会（会員数約530社、全国約43,000社）は、1980年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めて参りました。

さて、すべての中小企業が消費税の5%から8%への引き上げの対応に迫られている最中、中小企業向けの増税策が議論の俎上にのっています。政府税制調査会や与党税制調査会は、法人税減税の代替財源として下記のことなどを検討しています。消費税増税に続き、外形標準課税等の増税の連続は、今後の中小企業経営に大きく関わり、経営の意欲を損ない、雇用の維持が守れないことや廃業の増加が懸念されます。

しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねることです。

富山県中小企業家同友会は、これらの実質増税に対し反対を表明します。あわせて、多くの皆様にその事実を知っていただきたく、反対内容をお送りさせていただきます。

#### 一、法人事業税の外形標準課税適用拡大について

資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となり赤字企業も課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持は難しくなり、負担は増します。外形標準課税適用拡大に反対します。

#### 一、負担能力に応じた税率の否定について

中小企業の法人所得800万円までの部分に適用されている軽減税率15%を取りやめ、大企業と同じ25.5%に引き上げるのは、負担能力に応じた税率の否定につながり、反対します。

#### 一、欠損金の繰り越し控除の縮小について

過去の赤字を翌年度以降の繰越損金にできたが、これに一定の制限を設けることは、中小企業経営の安定化が図れず、地域経済に打撃を与えかねないので、反対します。

#### 一、減価償却制度の定率償却方式廃止について

減価償却制度の定率償却方式を廃止することは、設備投資後の早い時期に収める税金を重くすることになり、設備投資の抑制につながることになるので、反対します。

税の原則の一つである「公平性」の観点に立てば、その課税は「応能負担の原則」に則って行われるべきであり、今回の法人税改革に関する議論はそれと逆行するものであると考えます。さらに、議論の力点が歳入にのみ置かれ、歳出に関する議論が見受けられない点は、今回の法人税改革において影響を受けざるを得ない圧倒的多数の中小企業、ならびにそこに関わる国民からの理解は到底得られるものではありません。

2010年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」には、「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす」ことが明記されています。今こそこの姿勢を堅持し、真に「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分発揮できる」政策展開を強く望むものです。

現在、富山県下 530 名余りの中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体で、「経営体制の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」をめざすという「3 つの目的」に基づき活動しています。

- 事務局長 山崎 典子